

仙台スタートアップスタジオ推進業務仕様書

1. 委託業務名

仙台スタートアップスタジオ推進業務

2. 背景

本市では、スタートアップを経済成長のエンジンと位置付け、地域経済の持続的な成長に向けた取り組みとして、スタートアップの成長支援や次世代の人材育成を進めている。これまでの取り組みの結果、スタートアップを支援する環境が整いつつあるが、さらなる発展に向けて、スタートアップに対するワンストップ支援拠点として「仙台スタートアップスタジオ」を開設し、支援体制の一層の充実を図る。

3. 事業概要・目的

本業務ではスタートアップを対象として、産学官金が連携した相談から個別支援までのワンストップ支援拠点「仙台スタートアップスタジオ」を運営するとともに、首都圏のVC等支援者の呼び込みとスタートアップとのマッチング機会の創出や仙台・東北のコワーキングスペース等とのネットワーク形成を図る。また、有望なスタートアップに対して、地域の経営者や首都圏等の支援者による個別支援を実施し、事業成長につなげることを目的とする。

この取り組みを通じて、スタートアップの支援体制の充実を図り、仙台・東北から社会的・経済的インパクトをもたらす、世界を変えるスタートアップが連続的に生まれるスタートアップ・エコシステムの構築を推進する。

4. 業務の内容

(1) 仙台スタートアップスタジオの運営

① スタートアップを対象とした相談窓口の運営

本市職員や地域内外のスタートアップ支援に知見を有する支援者等と連携し、対面やWEB会議システム、メールを使用して、スタートアップを対象とした相談体制を構築すること。また、相談内容を適宜委託者と共有し、連携しながら運営すること。

i. 開設場所

アーバンネット仙台中央ビル2階コワーキングスペース内（仙台市青葉区中央4丁目4-19）に設置することとし、アーバンネット仙台中央ビル運営者等と連携して相談体制を構築すること。

ii. 開設時間

原則として平日9時30分から18時30分（年末年始を除く）とし、事前予約を優先する。

対面またはオンラインで実施することとする。また、月2回程度土曜日に事前予約による相談日を設定する。必要に応じて、仙台市内のコワーキングスペース等委託者が指定する場所での対面での出張相談対応を行う。詳細については別途委託者と協議の上決定する。

iii. 相談体制

スタートアップの相談ニーズに対応できるよう、委託者と協議の上スタートアップのビジネスモデルのブラッシュアップや事業成長支援ができる専門家等を相談員として選定し、相談体制を構築する

こと。上記相談員に加え、相談内容に応じ、仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会会員等連携する支援機関の相談員を同席させること。

また、専用のメールアドレスやWEB会議システムの有料アカウントを取得し、オンラインでの相談に対応をできる体制も整えること。

iv. 相談対応件数

相談対応件数は、以下を想定している。なお、相談対象は東北地域に事業所が既にある、もしくは開設予定のスタートアップを想定しているが、委託者と事務局との協議の上、本市のスタートアップ・エコシステム形成に寄与する者であると判断した場合は上記以外の者も相談対象とする。

KPI：起業相談対応件数延べ 150 件以上、利用者数延べ 1,000 人/年

②アドバイザーボードおよびメンターズボックスのメンバーによる個別アドバイス

i. アドバイザーボードの運営

仙台経済同友会との連携のもと、仙台・東北の経営者による事業成長・拡大に向けた経営、組織づくり、販路拡大等に関するアドバイスを行う体制「アドバイザーボード」について、事務局として、相談者の課題の明確化、アドバイザーボードのメンバーとの日程調整、相談への同席、アドバイザーボードのメンバーへの謝金等の支払いを行うこと。アドバイザーボードメンバーへの謝金等として 500,000 円計上すること。

なお、アドバイザーボードのメンバーの選定は委託者が行うものとする。

ii. メンターズボックスの運営

首都圏等で活躍するスタートアップ経営者、ベンチャーキャピタル、エンジェル投資家を中心としたメンバーによる新規事業の練り上げや資金調達など、事業の立ち上げに向けたアドバイス等を行う体制「メンターズボックス」について、事務局として、相談者の課題の明確化、メンターズボックスのメンバーとの日程調整、相談への同席、メンターズボックスのメンバーへの謝金等の支払いを行うこと。メンターズボックスメンバーへの謝金等として 500,000 円計上すること。

なお、メンターズボックスのメンバーの選定は委託者が行うものとする。

③事業の立ち上げや成長、コミュニティ形成等に資するイベントの開催

スタートアップ・エコシステム形成を目的とし、大学研究シーズの事業化を目指す者や、起業を志す若者（高校生、大学生等）等の発掘、スタートアップの事業成長に資する交流会、セミナー等のイベントを月 2 回以上開催すること。

また、スタートアップに対する投資の呼び込み等を目的として、市内外のスタートアップ支援者や海外アクセラレーター等とも積極的に連携すること。

なお、テーマの設定、登壇者の選定、開催回数、実施場所の決定にあたっては、委託者が別途実施する事業との重複がないよう委託者と協議のうえ決定すること。

i. 実施場所

原則としてアーバンネット仙台中央ビル内で開催することとするが、受託期間中 5 回程度は、市内のコワーキングスペース等と連携し、イベントを開催すること。イベント開催に必要な会場費及びイベント運営費用を計上すること。

ii. 集客目標

KPI：各回 30 名以上の集客を目指すこと。本イベントに係る広報として、SNS 等で積極的に発信し、イベントの集客に取り組むこと。

④外国人創業・起業活動促進事業（スタートアップビザ）の相談対応

外国人創業・起業活動促進事業（スタートアップビザ）の相談対応に関しては、委託者と連携しながら、対面や WEB 会議システム、メール等による外国語（英語を想定）による以下の相談対応等が可能な体制とすること。

- ・スタートアップビザ活用希望者からの問い合わせ対応（メール、面談等）
なお、面談等の履歴は本市に共有すること。
- ・スタートアップビザ活用希望者の申請要件の確認
- ・創業（起業）活動計画書の内容確認及び計画書内容へのフィードバック
- ・英語様式で提出された申請書類、及び証明書類の日本語への翻訳
- ・申請に必要な書類一式の確認
- ・スタートアップビザを活用して入国した外国人創業人材に対する委託者が実施する創業（起業）
- ・活動の進捗状況確認会議への同席（オンライン参加も可とする。頻度としては、1 か月に 1 回程度を想定）
- ・契約締結日から契約終了日までのスタートアップビザの問い合わせ件数は 20 者程度、創業（起業）活動計画書の内容確認及び計画書内容へのフィードバックは 10 者程度で想定している。

(2) 仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会関連事業の実施

仙台・東北地域におけるスタートアップ・エコシステムの発展に向け、先進地域の事例を学ぶ勉強会や、地域のスタートアップや支援者等との意見交換会・交流会の運営等を行う。

なお、テーマの設定、登壇者の選定、開催回数、実施場所の決定にあたっては、委託者と協議のうえ決定すること。

- ・実施時期：業務委託契約締結後から令和 7 年 3 月まで
- ・実施回数：隔月 1 回計 6 回以上（仕様書 4. (1)③で開催するイベントの合同開催も可とする）
- ・実施内容：首都圏や他のスタートアップ・エコシステム拠点都市の取り組みや支援施策に関するレクチャー、意見交換

(3) ホームページを活用した情報発信

本業務の実施内容の周知・広報にあたり、仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会及び仙台スタートアップスタジオホームページを開設し、積極的な情報発信を行うこと。ホームページの保守運用・改修費を計上すること。

(4) スタートアップ支援スーパーバイザーによる支援

本市のスタートアップ支援に係るアドバイスや情報発信、首都圏支援人材のネットワーク構築等を実施する「スタートアップ支援スーパーバイザー」と連携して下記の業務を実施すること。本スーパー

ーバイザーの人件費等で2,000,000円計上すること。

- ・東北のスタートアップへのインタビュー実施（10社程度）
- ・スタートアップに対する支援施策の情報発信
- ・東北のスタートアップと首都圏支援者等とのネットワーキング
- ・スタートアップ支援施策全般に関する本市へのアドバイス
- ・その他、東北のスタートアップ支援に資する活動

(5) 実施拠点の確保および利用料の支払い

本業務の遂行にあたり、アーバンネット仙台中央ビル内に効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。なお、実施拠点については、委託者と協議のうえ決定することとし、月額利用料及び保証料について支払いを行うこと。なお、利用料及び保証料支払い費用として3,000,000円を計上すること。

(6) アンケート等の実施

支援対象スタートアップ及びイベント参加者に対し、アンケートなどを実施し、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすように取り組むこと。

(7) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(6)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容などをまとめた報告書（データとA4の紙媒体）や写真・映像データ等を提出すること。

(8) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援事業との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- エ 将来的な自走化に向けた地域の支援機関や首都圏等の企業、自治体、大学等との連携体制の強化に取り組むこと。

5. 委託料

委託料の上限額は33,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）。

6. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

7. その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。

- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

以上